

食料・農業・農村政策審議会  
第 4 回  
消費・安全分科会

平成17年2月15日

農林水産省消費・安全局

---

午前10時30分 開会

○山本分科会長 定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第4回消費・安全分科会を開催いたします。

本日は、お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

では、早速でございますが、消費・安全局長からごあいさつをお願いします。

○中川消費・安全局長 おはようございます。

委員の先生方には、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。  
た。

本日は、第4回目の食料・農業・農村政策審議会の消費・安全分科会でございます。約半年ぶりの会議ということになりますけれども、委員の皆様方には常日ごろから私ども農林水産省の行政に対しましていろいろとご支援、またご理解いただいております。本当にありがとうございます。

この消費・安全局は、1年半前の平成15年7月に設置をされました。消費者行政、それからリスク管理を担当する部局として発足をいたしました。その間、振り返ってみますと、当初の1年間はコイヘルペスウイルス病、あるいは鳥インフルエンザ、またアメリカでのBSEの発生というように、事件・事故が多発をいたしました。局としまして、そういった個別の事件あるいは事故に対応するというところで、日々、職員一堂、奔

走したというのが正直なところであったかと思えます。

おかげさまで、昨年の秋、約1年たった以降はさほど大きな事件というものもありません。むしろ私どもとしましては、夢中でこの1年間走ってきた後、本当にここで立ち返って、本来の局の役割でありますリスク管理がきちっとできる体制になっているかどうかということをもう一度見直す時期ではないかというふうに思っております。

本来、リスク管理というのは、さまざまなリスクの発現をできるだけ抑える、また不幸にして発生した場合にもその影響をできるだけ小さなものにしていくというのがあるべき姿ではないかというふうに思っておりますし、こういったことがきちっとできるためには、やはり普段からリスク管理の手法というものをきちっと確立していくということがまず第一であります。また、私ども職員も、正直言いまして、それまでの農林水産省の行政の中でこういったリスク管理をきちっとするという知見もありませんでした。この1年半の間、私どもとしてはそれなりの努力をしてきたつもりでありますけれども、まだまだ、振り返ってみると十分ではないと。職員の資質一つをとりましても、十分なものではないというふうに実感をいたしております。

先般、1月の冒頭に人事異動がございまして、本日の消費・安全分科会の担当もしております山田課長は、従来の職員からしますとやや異例でございまして。リスク管理についての知見もありませんし、国際的な機関での勤務の経験もある、また研究者としての経験もあるということで、この人事も、そういった我が局のこれからの進むべき道という点から考えまして、きちっとした人材を確保するという姿勢の一例であったというふうに思っております。

そういうことで、今日ご審議いただく中にも平成17年度の工程表というものもございまして。新しい年度に向けまして、何をこれからやっていくかということでございまして。後ほどご説明いたしますけれども、こういった点につきまして、委員の方々から忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思っております。私どもとしましては、17年度におきましては、消費・安全局のいわば基礎固めをしたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくご指導の程お願いをしたいと思います。

冒頭でございまして、簡単にごあいさつを申し上げます。

なお、この後、私、国会の方の関係で中座をさせていただきます。委員の方々にお見えいただいて中座しますのは本当に申しわけございませんが、どうぞお許しをいただきたいと思っております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

では、事務局から委員の出席状況等につきまして報告をお願いします。

また、本日の資料につきましてもあわせて説明をお願いします。

○山田消費・安全政策課長 皆さんおはようございます。山田でございます。

本日の出席状況でございますけれども、安藤委員、大木委員、柏崎委員、幸島委員、田嶋委員、中村委員、新山委員の7名の委員の方々が、ご都合がつかない、または体調がちょっと悪くなったというようなことで欠席なさっております。本審議会の委員及び理事に関係ある理事委員を合わせまして合計7名の委員の方にご出席をいただいております。したがって、規定、つまり委員の3分の1以上の出席ということを満たしておりますので、本分科会は成立いたしております。

続きまして、資料の確認でございますけれども、配布資料一覧というものが入っているかと存じますが、それをごらんになってくださいませ。

ここで皆様に審議していただくというか、まず1は委員の名簿ですけれども、資料2-1、2、3というのがございまして、特に資料2-1と2-2というのを皆様

に審議していただくこととなります。それから、資料3というのが3-1、3-2、それから資料4、5とございます。さらに、本日の論議の対象とはいたしませんけれども、参考資料といたしまして1、2、3、4、5というものがございます。もしもこの中で欠けているものがある場合は、事務局の方にお申し越しくくださいませ。

以上、よろしく願いいたします。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

いつもながら資料が盛りだくさんでございますが、本日の議事進行といたしましては、全体を3つか4つぐらいのパートに分けまして、まず資料2-2 食の安全・安心のための政策大綱工程表案につきましてご説明をいただいた後、皆様からご意見を賜りたいと考えております。

次に、資料3、平成17年度の消費・安全局予算及び組織、資料4、食料・農業・農村基本計画骨子（案）につきまして事務局からご報告をいただきまして、ご質疑等をいただきたいと思います。さらに、資料5、家畜衛生部会の審議状況について同じく事務局からご報告をいただき、ご審議があったらちょうだいしたい。最後に、消費・安全行政に関しお気づきの点につきまして、自由にご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

なお、本日の会議は12時30分ころまでを予定しておりますので、議事進行につきまして委員各位のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速、本日の最初の議題であります、食の安全・安心のための政策大綱工程表案につきましてご審議をいただきます。

まず、事務局の方からご説明をお願いします。

○山田消費・安全政策課長 これに関しまして、資料2-1、2-2、2-3をごらんください。

まず、資料2-1でございますけれども、「食の安全及び消費者の信頼の確保に関する平成17年度の主な取組」と題してございます。これは、平成15年6月にできました食の安全・安心のための政策大綱と照らして、今後、消費・安全局で新しく取り組むこと、またはこれまでの作業をさらに強化したいことというものを挙げてございます。

皆様よくご存じのように、食品安全行政にリスク分析を取り入れるということが決まりまして、科学に基づいた行政の推進をしないとイケないということになっております。

消費・安全局におきましては、食品安全のみならず動物衛生、植物防疫というような、世界貿易機関—WTOですけれども、その中の衛生植物防疫措置の適用に関する協定—省略してSPS協定と申しますけれども、その中でカバーされているヒト、動物、植物の生命と健康にかかわる、そして防疫にかかわることにして協定があるわけですが、そこでカバーされているものをすべて消費・安全局が取り扱っているわけです。

そのSPS協定の中には、食品安全ですとか動物衛生、そして植物防疫に関する国内措置というものが科学的根拠に基づいていること、そして国際基準があればそれに基づいていることというのを要求しているわけでございます。したがって、消費・安全局がリスク管理をする場合には、当然、国際的な基準にのっとったリスク管理をしないとイケないということになります。したがって、この局は、局長が申し上げましたように、国際的な枠組みにのっとったリスク管理をするということ、及びいろいろな食品事故、BSEも含めましてですけれども、それによって失われてしまった消費者の食への信頼というものの回復に努めたいということをお願いして以下のことを記載しているわ

けでございます。

まず最初は、リスク管理ということに関しまして、ちゃんと一貫性を持ったリスク管理をできるようにするという事。いわゆるそのルールづくりとしまして、標準手順書の作成というのを考えております。これは端的に申しますと、リスク管理をするときに、どのような手順を踏んで作業をしないといけないかという事のルールをつくるということでございまして、透明性の確保のためにも、でき上がればインターネットにも載せて公開するという事まで考えております。

また世界的に、いわゆるフードチェーンアプローチと言っておりますけれども、一次生産から消費までの全部をカバーして食品の安全を保障するという事にかんがみまして、生産段階における安全な農作物をつくるためにどのようなことをすればよいかということについて適正農業規範（GAP）というものを策定して、それを普及するという事をいたします。

さらに、同じように、生産の段階におきまして家畜防疫。もちろん、家畜の病気を防ぐという観点もさることながら、安全な畜産物は健康な動物からという観点からも、人畜共通感染症でございますとか、または家畜に存在していて、それが畜産物につきますと人の健康に影響があるというものについても、安全性を確保する作業をするということがございます。

それから、この次は植物防疫の方なんですけれども、総合的病害虫管理、IPMと略しておりますけれども、要するに、適時に適宜農薬などを使用することによって農薬の使用量を必要最低限に抑えるということ。これは食品中の農薬残留の問題だけではなくて、環境保全ということにも大きな影響があります。

そして、さらにその次には、リスク分析の1つの要因であるリスクコミュニケーションをより効果的に行うということで、これはリスク分析の1要因であるんですけれども、ちゃんと行うことによって消費者の信頼を、または消費者だけではなくて他の関係者の信頼を回復することができるということで、非常に重要なことであると考えております。その中には、いつも農水省が要求されている、使用する人にとってわかりやすい情報を出すように努力するという事とか、必要とされているようなデータを、または情報を出すというようなこと。それからもう一つは、これはちょっと新しいことなんですけれども、リスク管理をするとき、特にリスク管理の初期段階において決断を早くしないといけないというようなときに、大きな会議を招集していますと時間がかかるというようなことで、少数の関係者を中核メンバーとしたリスク管理のアドバイザー・コミッティー、これは非公式なものを考えておりますけれども、そのようなものを設けたいと思っております。問題に応じていろいろな方にご意見をいただけるように、公募によって関係者のリストというものをつくることも考えております。これはもちろん手順書ができてから後の話になります。

一方、これは消費者の便益ということに関してなんですけれども、表示というものはそもそも消費者の選択に資するためにあるわけでございますので、社会的なニーズに対応して新しいJAS規格をつくる。例えば、農産物の生産情報公表JAS規格とか、以前は有機の農作物とか加工品だったんですけれども、畜産物に関するJAS規格というのを制定するという事です。

それから、危機管理体制の整備。もちろん、局長が申しあげましたように、リスク管理というのは事故を起こさないようにすると、だから危機が来ないようにするのが目的ではあるんですが、やはり見落としとかがあったり予期せぬことが起きたりする、またアメリカが申しておりますように、バイオテロリズムというものがあつたりするということで、もしも緊急事態が起きたときにちゃんと対応できなければいけないということで、農水省では緊急事態の発生要因ごとの個別対応マニュアルを作成するという事に

しております。既に全般的なガイドラインというものはできております。

それから、科学に基づいた行政をしなくてはならないということですので、科学データが必要であるということで、食品安全行政を支える研究開発の推進ということで、リスク管理に資するような研究を産学官の連携によって行うということをいたします。

資料2-2の方でございますけれども、これが実際の政策大綱工程表の案でございます。昨年も同じようなものをつくっております。政策大綱の項目に合わせましてこれをつくっております。ざっといきますと、食品安全が主ですけれども、関係府省が連携した食品安全行政の推進、審議会、それから生産から消費にわたるリスク管理を確実に実施すること、これがメインになっております。

ずっとこうページにたくさん項目が入っております。その次に消費者の安心・信頼の確保ということで、表示とかトレーサビリティ、リスクコミュニケーション、食育などが入っております。その後、食の安全・安心を確保するための環境保全、そして研究開発の充実という順に並んでおります。実のところ、例えば、トレーサビリティですとかリスクコミュニケーションというものは幾つもあるものなんですけれども、関係するところに全部入れたら後々大変ですので、適宜1カ所に、大綱に入っているのに合わせて入れてございます。今日は、この工程の案についてご審議いただければと考えております。

なお、資料2-3に、これは過ぎた話ですのでご参考というのが主なんですけれども、平成16年度の取り組みについて、こういうことをやりましたというのをリストにしております。これも、16年度の工程表というのに照らして作成しております。

以上でございます。

○山本分科会長 それでは、食の安全・安心のための政策大綱表案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊東委員 資料2-1について質問というか教えていただきたいんですが、1の「リスク管理の標準手順書の作成」というのがございますね。普通に考えますと、共通言語というか、共通のメモリがないと理解し合えませんから、標準手順書を作成することは非常にいいことであると思うんです。ただ、じゃあ具体的にどんなものになるのかと考えたときに全く想像できないんです。例えば具体的に何か例を挙げて、こういう手順書になるんだとか、こういうリスクに対してこのような手順書をつくりたいんだという考えがあるのでしょうか。すごくいいことだと思うのですが、全く具体的なイメージが浮かばないので、できたら教えていただきたい。まだそこまで進んでいないということであれば、それは結構です。

○山田消費・安全政策課長 実はまだ始めたばかりというか、私も1月に着任いたしました。とにかくリスク管理をするというときに、消費者の健康を守るとというのが1番の目的なんですけれども、一貫性を持ってやるということと、それから透明性を確保することが非常に大事である、特に透明性を持ってやるということは、消費者なり関係者なりに、その結果に満足というのはなかなか難しいかもしれないんですけれども、結果に納得していただくとかご理解いただくためには必須のものであると考えております。それで、そのルールづくりをしたいということなんです。恐らくご承知のように、リスク管理というのは本来、ケース・バイ・ケースのものなんです。どの程度のリスクがあるのか、それがどういう化合物なり微生物であるのか、そしてどういう食品に入っているのか、その食品をどの程度食べるのかということでそれぞれ違う判断をしないといけない。

例えばどういうことを考えているのかといいますと、なぜ手順書という言葉にこだわったかと申しますと、例えばこういう情報があったらさらにどういう情報を得ないといけないとかどういうデータをつくらないといけないか。リスク管理のどういう段階でどういうリスクコミュニケーションをしないとけないか。そういうのを1つに決めてしまうと固くなるので、幾つかオプションをつけながら変えていって、その手順を追って、抜かさないようにリスク管理ができるようにしたいということが目的です。ただ、その中に価値判断みたいなことは入れずに、価値判断の部分はケース・バイ・ケースでやれるように、ここには書いてごさいませんが、職員の研修とかトレーニングということで知識をつけるということで対応したいというふうに考えております。また逆に、外の方がごらんになっても、今ここの段階をやっているんだねというのがわかるようにしたいということもごさいます。

○伊東委員 ありがとうございます。

○山本分科会長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○塩越委員 リスクコミュニケーションについてですが、私も初めて昨年、BSEのことで参加したことがございます。今、食品安全委員会でもまだ結論が出てない中で、新聞等では既に米国の肉の問題が取り上げられ、20カ月齢以下は検査しないという風潮が既にひとり歩きしているような状況があります。こういう中で我々、リスクコミュニケーションでデータをもとに論議をしようと思っても、既に答えありきのような状況が国内にあるように感じます。そのためにも食品安全委員会というのができた私どもは思っておりますし、今、課長さんがおっしゃいましたように、この目的が消費者の健康を守るということであれば、そういう雑論といったらおかしいんでしょうけれども、政治が先行しているようなイメージ自体がリスクコミュニケーションをきちんと維持していけない状況をつくっているように感じます。リスクコミュニケーションの中でも答えは既に決まっているんだろうというような論議も出ております。このような状況の進み方を考えますと、客観的な進む方向性というものを発表するときに進めてほしいと考えております。これらの件について、現状を含めましたお考え、状況をご説明いただきたいと思っております。

○山本分科会長 資料5の方にも多少かかわるかと思いますが、この関係で何かご説明ございましたらお願いします。

○姫田消費者情報官 リスクコミュニケーションを進めていく上で、今、BSEのお話があったのでBSEについて申し上げますと、まず、それぞれの段階できちっとやっていくことが必要だろうと考えております。ですから、まず最初に、一般論として我々、私ども農林水産省と厚生労働省、リスク管理機関が昨年8月に、一般論としてのBSEのリスクについてのリスクコミュニケーションを実施いたしました。その後、食品安全委員会みずからリスク評価していたわけなんですけれども、食品安全委員会が中間取りまとめを取りまとめる前にリスクコミュニケーションをやっております。そして、9月になりますと、中間取りまとめを取りまとめた段階でのリスクコミュニケーションを食品安全委員会が行っております。そして、その中間取りまとめを受けて、厚生労働省と農林水産省が全国7カ所で、食品安全委員会に国内対策の評価をお願いするときの諮問案をどうつくるかということでのリスクコミュニケーションをしているということ。そのときに、消費者の方々を中心とした意見がかなり出たので、例えば、象徴的に言われ

ておりますけれども、20カ月齢以下の検査を廃止することについては科学的にある程度理解できるけれども不安感が大きいということを受けて、厚生労働省が3年間の猶予期間を設けてやったというようなこと、リスクコミュニケーションを受けてそういうようなことをやっております。そしてその後、諮問案を含めて、リスク評価をするときに食品安全委員会が全国50カ所で評価に当たったのリスクコミュニケーションをやっているということで、いわゆるリスク管理のそれぞれの段階でのリスクコミュニケーションをやろうということをやっております。

残念ながら、私どもとしては、それぞれのテーマに沿ってリスクコミュニケーションを行っている段階でございますが、どうも皆さん方は大分先走ったことでのご理解がありました。我々今までやってきたのは、国内対策をどうするかということについてのリスクコミュニケーションしか行っておりません。ただ、残念ながら、リスクコミュニケーションの場でアメリカの輸入牛肉どうするかというご議論が多々あったことも存じております。それについても当然、その場でも申し上げておりますし、厚労省、農水省の局長あるいは部長等も答えておりますけれども、海外とのことであれば、それについてのリスク管理のそれぞれの段階でのリスクコミュニケーションを実施していくということを考えております。ですから、ごちゃごちゃになっているということであれば、私どもはそういうことできちっと仕分けをしておりますが、それを十分我々としてもPRを今後ともしていけないといけないと考えております。

○山田消費・安全政策課長 ちょっと追加のようなものなんですけれども、リスクコミュニケーションというのは、恐らく日本で今、これがリスクコミュニケーションと思われるものよりもずっと広い範囲のものなんですね。1つすごく重要なものは、リスク管理者とリスク評価所間のコミュニケーション、これもリスクコミュニケーションなんですね。それが円滑に行われていないと、リスク分析というものが成功することはないと言われております。

それ以外に、これも余りまだ、私どもがちょっと怠慢であったと言われればそうなんですけれども、リスク管理というものは初期段階というのがあって、そしてリスク評価をやらせてもらって、その後の段階があるんです。実はその初期段階、つまり何か問題が起きそうなのかとかリスクがある程度ありそうなのかというのをあらかじめつかんでおくということがすごく大事なんですね。そして、何についてリスク管理とかリスク評価をやっていくのかということを決めることも必要なんですけれども、そういう段階にも関係者の方々のご意見とかを伺いたいということを考えております。それで、ひょっとしたら早く手を打たないと問題が大きくなるかもしれないというようなときには、やはり小回りがきかないといけないということで、先ほど申し上げましたようなある程度決まった方に来ていただいて、小さな会でもっと早く意見をお伺いして決断をするというようなことでアドバイザリー・コミッティーのようなものを考えている次第です。後の方には今までやっているような大きなスケールのものとか、そういうことも必要なんですけれども、問題の性質とかに合わせて適切なリスクコミュニケーションをしていかなければいけないというふうに考えております。

○塩越委員 今回のBSEは1つの例題として挙げたんですが、課長の先ほどのご説明の中にはSPS協定も含んでいますが、そういう全般的なことを考えますと、私どもがいつも心配しているのは、例えばコーデックスの例が挙げられます。コーデックスの基準イコール本当に客観的なデータなのかということがあります。

といいますのは、どうしても経済理論の中で、大国のいろいろな思惑が入っていると聞いておりますし、そういう中におけるデータの信頼性という面も含めまして、政治が

先に立っているようなイメージがどうしても先に付くと、消費者が客観的な話題にはならないですぐ感情的になってしまう部分もあると考えます。消費者も慣れてない部分もあると思いますが、そういうようなとらえ方を持つてしまう部分があります。

それと、今もお話ありましたが、リスクコミュニケーションの中に初期段階から段階があるということが消費者にはきちっと理解されないでリスクコミュニケーションに参加している部分もありますので、その前段をもう少し明確にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本分科会長 ただいまのことはご意見ということですが、何かお答えになることはございますか。

○山田消費・安全政策課長 全くおっしゃるとおりで、実際にリスク管理というものがどういうステップを経て行われるものであるかということについては、省庁から情報を提供するというのは不足していると思いますので、それは今後ちゃんと、先ほどのSOPのところも含めまして、やってきたいなと考えております。

コーデックスの件なんですけれども、データ自身は客観性はあります。といいますか、コーデックス自体で分析値の精度管理というような話をしておりますので、私が測ったデータですから見てくださいますか、そういうことでは受け取ってもらえない。特にJECFAとかJMPRのような科学的なリスク評価機関に出す場合には、客観的にデータの信頼性を保証しないと使ってもらえないという状態でございますから、そのデータ自身はそれなりに客観性のあるものである。サンプリングを恣意的にやれば、当然、バイアスのかかったデータというのは出てくるわけなんですけれども、ただ、コーデックス自身はリスク管理機関として機能しております。科学がベースではありますけれども、経済的なインパクトとか、そういうものもコメントの中に入れてもよいということになっております。だから、例えば、我が国が意見を通したいときにはフルに意見を言うということが必要なんですけれども、コーデックスがどういうものであるかということとか日本政府がどのように対応しているかというようなことについても、やはりまだいわゆる広報活動みたいのが足りないと思いますので、それも今後考えていきたいと思っております。

○神田委員 手順書のところなんですけれども、これは非常に大変だろうと思いますが、必要だろうというふうに私も思います。これはもしかしたら工程表にあるのかどうかわかりませんが、おおよそいつぐらいまでにつくろうという目安ってあるんでしょうか。

と申しますのも、例えば5番との関係もありますよね。先ほどご説明の中で、リスクコミュニケーションの推進ということでお話があったときに、手順書ができてからになるかなというふうにご説明があったかと思うので、その辺の関係ですね。17年度の取り組みというところで、その辺の進め具合というんでしょうか、それを教えていただきたいのが1つです。

それから、3番の家畜防疫体制の強化というところなんですけれども、衛生管理基準との関係では、畜産農家における衛生管理の向上というのは当然のことだと思いますが、蔓延防止に取り組むということになっておりますので、その点からいいますと、国、地方、公共団体、関係機関が連携してという表現になっておりますが、その関係機関というところがちょっと知りたいところです。

と申しますのは、蔓延防止ということは、鳥インフルエンザのときに思ったんですけ

れども、業界団体内での情報交換とか、それからチェック体制だとかということも非常に必要じゃないかというふうに私思ったものですから、そういったあたりがこの辺に含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、7番の危機管理体制の整備というところで、ご説明からしますとよくわかりますが、危機管理体制というふうに大きく表現しておりますので、緊急事態のものについてはもちろんですけれども、もっと広く、私たちが非常に毎日の中で思うのは、偽装行為だとか不正なことだとかが非常に繰り返し繰り返し起きているわけですね。これはもしかしたら農水省とじかに関係があることではないのかもしれないけれども、でも、国民の信頼回復をということが目的でありますので、そういった不正行為だとか偽装行為をなくすための対策を強化するということが改めて必要ではないかというふうに思っています。

それからもう一つ。いろいろ申しわけありません。企業のコンプライアンスの確立というところですが、工程表の4ページにあると思いますけれども、「内部からの通報に的確に対応」するというふうに書いてありますが、この辺の17年度としての姿勢というんでしょうか、その辺のところを一言。公益通報者保護法ができた初めての年でございますので、その辺のところを少しコメントいただければと思います。

○山本分科会長 4点にわたってご質問があったかと思いますが、適宜コメントをいただければと思います。

○山田消費・安全政策課長 リスク管理の標準手順の話なんですけれども、工程表の5ページをごらんください。ちょうど真ん中あたりにずっととなっているのがあるんですけども、ちょっとこれは期待値が高過ぎるのかもしれないんですけども、でもなるだけ……。これがあってこそそのリスク管理の進行ですので、何とか6月までにはつくって発表したいというふうに考えております。

まさに神田さんがおっしゃってくださったように、こういうのができていつリスクコミュニケーションしないといけないのか、どういうふうにとか、そういうのが決まってからでないアドバイザー・コミッティーというのはできないということですので、すべてのことをブレーキかけないためには、これを頑張っって早くするしかないということを考えております。

○山本分科会長 ほかの点につきましては、消費者情報官の方からまずお願いします。

○姫田消費者情報官 今、最後にお話ありました企業のコンプライアンスの確立、あるいは内部通報ですが、工程表の4ページを見ていただきたいと思います。

まず、従来から食品産業センターとか、いわゆる食品産業系の団体に直接、あらゆる機会をとらえてコンプライアンスの確立ということに対して私どもの方で積極的に説明会を開催したり研修会に出席したりというようなことで、コンプライアンスの確立を強く求めております。

あと、具体的には、今お話のございました公益通報者についてですが、今、内閣府がガイドラインをつくりましたので、むしろ内閣府の法律の検討状況を待っていたというようなところがございます。現在、それについての省内でのガイドラインをつくるということをして、その後の適正な処理をしていると。ただ、法律自身がかなり限定的なところがございますので、それも含めて全体的に的確な対応をとれるようにということを考えているところでございます。

○山本分科会長 それでは、さらにもうお願いいたします。

○植木上席表示・規格専門官 表示・規格課でございます。

表示等の偽装とか不正に対する対応でございますけれども、確かに、いろいろな事件が新聞紙上に出ておりました、私どもの方では、約2,000人の職員、農政局とか農政事務所の職員が日常的に小売店舗を巡回して監視とか指導、そういうことを日ごろ行っているところでございます。仮にそういう不正とかそういう報道がなされた場合には、調査を行いまして、内容がはっきりすれば必要な措置をとってございまして、農水省のホームページをごらんいただければ、表示に対する指導とか、そういうものがかなり多く出てございまして、そういうことを積み重ねながら、そういう不正がないように対応していきたいと思っております。

○山本分科会長 さらに、資料2-1の3. についてもご質問がございましたので、これについてもコメントをお願いします。

○山田消費・安全政策課長 家畜防疫のことについては、今ちょっと担当者が遅れておりました、担当者が到着次第、答えさせます。

機関のお話がちらっとあったんですけれども、これはどちらかというと日常の業務でカバーできないようなことが突発的に起きた場合、そのときにどう対応するかということを考えて書いているものでございまして、先ほどお話があったような偽装が日常であったらちょっと困るんですけれども、日常業務で対応できるということはこの中には入れていないということでございます。

○山本分科会長 3. のところは、関係機関の連携ということについてどのようなことをお考えかということではございましたが、それは後ほど、担当者が来ましたら、補充の意味でお答えいただければというふうに考えております。

神田委員、よろしゅうございますか。

○神田委員 それはわかりました。ただ、偽装の話ですけれども、日常的な活動の中で、取り組みの中でというお話がありまして、確かにやってくださっていることはわかりますし、いろいろな手だてをとってくださっている人も入れてということはわかるんですが、やはり後を絶たない。同じことを繰り返しているとか、この前も農水省の発表があったと思いますけれども、悪質なものもあると。もちろんすっかりなくなるとは思わないんですけれども、なぜ後を絶たないんだろうかというようなことも考えなきゃいけないのかなというふうについ最近思ったものですから、ただ今までこういうふうに行っているからということだけではなくて、その辺もう少し分析をして、何か手だてがないのかなというふうな思いがありましたので。意見で結構です。

○伊藤委員 私は、資料2-1の5番の効果的なリスクコミュニケーションの推進というところで、先ほど塩越委員がご発言なされたことに関連して少し申し上げたいというふうに思います。意見だというふうにお聞きいただいたらよろしいと思います。

この1年間ずっと見ていて、リスクコミュニケーションというのはだんだんよくなってきているというふうに私は思っております。ただ、新年度、17年度にするに当たって幾つか申し上げたいと思うのは、1つは、確かに姫田さんのおっしゃるように、最初一般論のお話をして、このテーマですすめますというふうに確かにそのとおりの話になっているのだけれども、実際始まってみるともう違う方に進んでしまうと、こういう話に

なると思います。それは最初だけじゃなくて、コーディネーターが、道が脱線しそうなときには相当な意思で、ちゃんと今日の趣旨はこういうことですねということを何度も何度もリスクコミュニケーションの中で出していかないといけないのかなということを強く思っております。

と申しますのは、これは別の方にもなるんですが、出席している人は、もともと言うことを準備してきているわけですよ。ですから、説明に対して発言するということにはなりません。これは、リスクコミュニケーションのスキルが日本の中でステップアップするためには1つの過程として仕方がないことかなと思うんですけども、この場ではそれじゃないんだねということがわかるような司会の仕方というのが要るのかなと思います。これ1つです。

それともう一つは、私、関西におりまして、何地区か行くですけども、同じ人がいろいろな県をまたがって行っていっています。それは悪いことじゃないんだけども、より広範な消費者の方にご参加いただくためには出席するメンバーについての考え方もたいなのも、オブというんですか、そういうふうなものも次の段階としては必要ではないかなというふうに1つ思います。

もう一つは、リスクコミュニケーションは行政と消費者、関係者の間にあるんですが、例えば私どもの組織の中でも、基準をつくる時には自主基準というのを持ってございますからあるわけですが、そのときにいつも、塩越委員がおっしゃっていた、「もう結果決まっているんでしょ、聞く気ないんでしょ」というふうに言われます。リスクコミュニケーションも出されている関係者の意見反映という項目がありますから反映してもらえるとみんな思うわけです。でも、多様な意見がある中では「みんなの意見なんて反映できるものじゃないね」ということへの了解、「最も適切なものにみんなで築き上げましょう」という認識の共有化が要るんじゃないか。

なぜかという、発言する人は絶対自分が正しいと思っているわけです。みんなそういうふうに思って発言するわけだから、それを反映してもらえないと「何なのっ」という話になります。

加えてもう一つは、行政がそれに対してイエスかノーで答えていくからノーの場合は行政は聞かないというふうになってしまいます。リスクコミュニケーションの進め方では、会場にいる人がその意見に対してどう思うのかという会場の参加者同士のコミュニケーションの段階に次はぜひとも入っていただきたいというのが私の希望でございます。

以上です。

○山本分科会長 いろいろご意見ちょうだいいたしましたので、何か。

○姫田消費者情報官 伊藤委員のおっしゃることは常々感じていることでございます、全くそのとおりだと私思っております。

まず1つは、もともと意見を言われるということについては、非常に私どもが、意見交換会の運営上、かなり苦しんでいるところでございます。ただ、やはりそれも1つのご意見として聞きながら、それをもう一步踏み込んで、本当のその場での意見を言っただけということをして今後とも粘り強くやっていかないと仕方がないかなと思います。

それから、同じ人がということですが、これは、全国7カ所で厚生労働省と私どもがやったときには、募集の段階で、当初4カ所でプレスリリースなので、プレスリリースしたときに応募用紙を1枚にして、1つの様式の中で優先して行きたいところを書いていただくということをして、第2希望のところをもし満員になったらその方は落

選するというような形でさせていただいたことがございます。ですから、それについては何らかの対応を行ったところです。

ただ、幸いにして、各地でやったので、かなり会場に無理に入れたりしまして落とすということまではいかなかったものですから、そういうような形でのことは幸いにしてしないで済んだというところでございます。

それから、意見の反映については、どんどん反映していますとは言えませんが、今さっき申し上げましたように、例えばBSEで厚生労働省が3年間の猶予期間を設けたという件もリスクコミュニケーションの反映であると思っておりますし、それからあと、大分昔になりますが、抗菌性物質でのリスクコミュニケーションをやったときに、主題ではないんですけども、現場段階での抗菌性物質の取り扱いが不十分であるというご意見が出たので、それを受けて農林水産省の方から現場段階へ、抗菌性物質の取り扱いの強化というような通知を出したというようなこともございます。

幾つかの事例を、わずかではございますが、そのような形で、できるだけ意見を反映できるものは反映させていくということでの基本的な姿勢は持っているというところでございます。

○山本分科会長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

○佐野委員 意見というより質問なんですけれども、資料2-1の6番目に社会的ニーズに対応した新たなJAS規格の導入の推進という項目がございます。工程表の7ページに、それらのスケジュールとございますか、実施時期等々あるんですけれども、内容についてちょっとコメントをいただければと思います。よろしくをお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 表示・規格課でございます。

生産情報公表農産物の規格でございますけれども、生産情報公表の規格に関しては既に牛肉と豚肉の規格がございますが、どういう規格かといいますと、お店でもって農産物を買った場合に、例えばホームページのアドレスとかファクスの番号が表示してあって、そこへアクセスをすれば生産履歴、例えば農薬をどれぐらい使ったとか肥料をどれぐらいやったとか、あるいは生産者とか圃場の所在地とか、そういう生産情報がわかる。そういうものを保証する規格でございます。

それから、有機畜産に関しましては、コーデックスガイドラインという国際的なものがございまして、それを踏まえて国内で検討してまいりました。基本的には、有機でございますので、薬品はなるべく使わない。ただ、そうはいても、家畜の場合、病気になったら、はい、さようならっていうわけにはいきませんので、そこは最低限はいいんですけれども、その場合でも一定期間ちゃんと休薬期間を置く、飼料についても、基本的に有機の飼料を使いなさいということ。あとは、家畜を飼う場合には1頭当たりの一定の広さとか、畜舎の環境にも一定配慮しなさいよということを決めた規格でございます。

○山本分科会長 ほかにも、この資料2に関しまして。

○安高委員 資料2-1の2ページ目、危機管理体制の整備のところなんです、「緊急事態の発生要因ごと」とありますが、発生要因ごとというのは例えばどういう要因ごとを想定されているのか。きちっと確定してなくても、今思いつく段階でも教えていただければ。

○山田消費・安全政策課長 要因といいますのは、便利な言葉過ぎるのでちょっと誤解を招いたかもしれないんですけども、例えば、農薬をわざとテロリズムみたいにはっとまいてしまうとか、または事故で多量にやるとか。どちらかというとなら資材というか物を対象というか、食品の物ではなくて規制される物の対象別というふうにしております。当然、資材でないものは汚染物質であるとか有害微生物であるとか、そういうふうないわゆるハザードごとというふうにご考慮いただいてもよいかと思っております。

○安高委員 私どもは、危機管理といったときに、予測できない事態。私の解釈は、リスク管理というのは、予測できる損失に対して事前にどう備えていくかということ。それと、危機管理というのは、予測できない事態にどう対応していくか。その場合に必要なのは、事態を想定することよりも、自分がきちんと基準、理念とかそういう1つ高いところの物差しを持っている必要がある。

例えば、いろいろな食品に含まれてはならない物質があるでしょうけれども、若干基準を超えていたとしても、危機管理をこの程度では発動しない。あるこのレベルになれば危機管理として国として対応していく。そのレベルを常にいろいろな場合を想定して引いておくということが危機管理じゃないかなとは思っている。これは意見として申し上げます。

もう一つ。リスクコミュニケーションというのは情報の共有ととらえていいんでしょうか。リスク、損害の可能性のある情報の共有、消費者、生産者、国民、全体が共有するという意味にとらえていいんでしょうか。

○姫田消費者情報官 まず、リスクということについては、すべてのものにリスクというものはあるわけで、その大きい小さいかということがあると思います。まず、リスクコミュニケーションの第1歩として、そういう情報をきちっと共有することがあると思います。ただそれだけではリスクコミュニケーションにならないで、十分にステイクホルダーつまり利害関係者間での意見交換が必要ということがあります。それは、今、伊藤委員がおっしゃったように、役所とそれぞれの方のバイの意見交換じゃなくて、マルチの、いわゆる利害関係者間での十分な意見交換が必要と考えています。

それともう一つは、これも伊藤委員が先ほどおっしゃったことなんですけれども、我々はリスク管理官庁ですが、リスク管理施策に必要なに応じて反映されるということが必要になると。そこまでがセットでリスクコミュニケーションということになると思っております。

○安高委員 そういう中でリスクの情報ですね。例えば農薬の問題に絞っていいますと、農薬の基準値を満たしている、当然問題のない農作物を買う場合、これ無農薬ですよ、有機栽培を買うというのは両方あっていいわけです。それぞれに含まれるリスクの状況というのを買う側がきちんと把握しているかどうか。その情報を流すということが重要ではなからうかなと。

例えば私どもからしますと、基準内で農薬を使っていますよというのを普通の方はどう受け取られているのかなと。成分見て有機リン系を実際使ってみて、私ども農業者も勉強しておりますから、非常に分解が遅くて残留が大きい有機リン系のももある。除草剤などを見てみると、よくわからないけれども、これの効き方というのは難し過ぎてわからないんですけれども、怖いメカニズムがあるんじゃないのかなと。私どもわかりません。私どもも、除草剤になると、どういうメカニズムで働いているのかというのは十分飲み込めないところがある。それと、ぐっと軽くなって、合成ピレスロイド系というのと、光などで分解がかなり早いというものもある。それから、BT剤という非常に普

通物に近いものもある。例えば、いろいろ問題があるけれども、酢と焼酎とかああいう部分も、何でこれ規制されるの。

そこら辺のところは消費者にも大事なんですが、こういう時代になってくると、農家の方にもきちんとわからせないと、いろいろな農薬取締法に対する農業者の信頼感が失われていく部分があるんじゃないかなと。そういうところを危惧しております。危惧ということだけお伝えしておきます。

○山本分科会長 何かコメントはございますか。

○細田農産安全管理課長 農薬のご指摘だったんですけれども、農薬のリスキも4度ばかりやらせていただいていますけれども、今、薬剤ごとのかなり専門的なご指摘で、そこまでの情報がそれぞれの方に対して必要かどうか。とりあえず今、農薬取締法で毒性のチェック、残留性のチェック、安全性のチェック、いろいろ制度としてこういう形できちっと評価させていただいているというようなくだりからリスキの席ではご紹介申し上げているところです。

今おっしゃったような、さらにその機作まで含めたことについてはまたいろいろな形で、対象者の方もまた別な形であることが必要になるレベルのことだと思いますけれども、とりあえず消費者の方には、理解していただくのに必要な情報としての農薬関連のことについては、今、リスキはさせていただいているということでございます。

○植木上席表示・規格専門官 農薬に関していえば、現在、農薬に関する基準がございまずから、その基準の中であれば、現在の科学的知見では、ほぼ100%安全というのが多分公式的な答えだろうと思います。

ただ、そうはいつでも、農薬は実際薬でございまずるので、気にされる方もいらっしゃいます。そういう観点から、例えば有機農産物の規格があつて、これは原則として農薬を使っていませんということですし、あるいは無農薬・無化学肥料などの特別栽培農産物表示ガイドラインというのも私も用意してございまずし、さらには、先ほどご説明した生産情報公表農産物の規格であれば、今既に一部の民間での取り組みもございまずけれども、農薬使用の履歴もわかるというようなツールをいろいろ用意しまして、消費者の方のニーズにこたえていると思いますし、あるいは生産者の方が、消費者に伝えるための手段を準備しているというところでございまず。

○山本分科会長 安高委員、よろしゅうございまずか。

○安高委員 はい。

○山本分科会長 貴重なご指摘ですので、さらに生かせる部分があれば、参考にさせていただければと思います。

栗本衛生管理課長がお着きで、到着早々恐縮ですが、先ほどご質問が委員からございまして、資料2-1、3.の家畜防疫体制の強化の部分で、国、地方公共団体、関係機関の連携について触れている部分があるけれども、その関係機関の連携としてどのような取り組みを考えておられるかという趣旨のご質問がございまずしたので、可能な範囲でお答えいただければと思います。また、私のただいまの紹介がもしかしたら意を尽くしてない部分もあるかと思ひますので、その際にはまた委員からご質問いただければと思ひます。

○栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。遅れて参りまして申しわけございません。

今のご質問の件でございますけれども、後ほど、家畜衛生部会のご報告の中でも触れさせていただきますけれども、これらの病気につきましては、防疫指針というものをつくっております。具体的には、全国の団体での各都道府県、あるいは関係省庁、環境省ですとか食品安全委員会なんかもご参加いただきまして、全国的な防疫についての机上演習という言い方をしておりますが、打ち合わせ会のようなことをやりまして、さらに都道府県の段階、ブロックの段階でも、関係する市町村あるいは農協関係団体、それから生産者団体等を含めて、それぞれの県ごとに実地の防疫演習をやっていただいたり机上の防疫演習をやっていただいたり、そういう取り組みを既にしております。一番はっきりしておりますのは、高病原性鳥インフルエンザに関しましては、まだ実施していない県が1県だけ残っていたかもしれませんが、ほとんどのところで既にそういった演習を実施してもらっておりますというようなことでよろしいでしょうか。

○伊東委員 先ほど農薬の話が出ましたので、残留農薬についてお願いしたい。

農薬を使った方がいいのか、使わない方がいいのか、これについてはいろいろ議論があると思いますが、使うという前提で話をさせていただきます。

今、厚生労働省の方で残留農薬のポジティブリストがつけられていますが、農薬は、基本的にいえば、まず安全性からスタートして、その安全性を満たすには残留基準が幾ら、その残留基準を達成するためには収穫の何日前までに使わなければいけないとか、使う濃度はこの程度だという使用基準が決められるのが普通だろと思うんです。今度、残留基準がつけられるということは、今まで残留基準がなかったからつけられるわけですよ。非常に心配していますのは、EUの一律基準を持ってきて、それをそのまま日本の基準にしようとしていることです。まだ分析方法も決まってないものがあります。それと、従来の使用基準で使用したときに、どの程度残留するかのデータがないものもある。そういう状況において、理想的な農薬の残留基準をつくるのが本当に正しいのでしょうか。方向とすれば、残留基準を作ることは非常にいいことだと思います。安全性を確保する面では、申し分ないことだと思うんです。ただ、理想的な基準を作り施行して、それに違反する野菜がいっぱい出たらどうなるのでしょうか。

5ページに残留農薬に関するモニタリング調査がありますが、このようなことをもう少ししっかりやってデータをつくり、そのデータに基づいて残留基準をつくる、あるいは、使用基準に沿って農薬を使用したときにどの程度残留するのか。先ほども申しましたけれども、データをしっかりとってから基準をつくっていただきたい。そうしないと、結果的に違反するものが出て、食品業界の不信感を増すことにつながるようになる。

というのは、使用基準に沿って使っても、違反が出るかもわからないわけです。使用基準に沿ってないなら仕方ありませんが、沿っていて違反になることがあるとすれば問題です。もう少しデータをとって決めていただきたいということをお願いしたい。

○高原企画情報課長 厚生労働省でございます。

先ほどご指摘のありました残留農薬等のポジティブリストは、平成15年の食品衛生法の改正において導入が決められている事項で、今、施行の準備をしているところですが、平成18年の5月末までにポジティブリスト制度を導入するということになっております。私どもはその基礎的な作業もある程度しておりますし、今後、食品安全委員会にもお諮りをし、また、関係の審議会のご意見などもお伺いして決めていくことにしています。

これは非常に大きな取り組みでありますので、今、いろいろな観点から準備を進めておるわけでございますけれども、今、伊東委員がご指摘されましたような点も、私どもが今後作業を進めていく上で参考にさせていただいていきたいと思っております。

○伊東委員 要は、法律ができてからでは遅いと思うんですよ。先ほど言いましたように、分析方法がはっきりしていないのに本当に大丈夫なんですかと。まず分析方法をしっかりといただかなきゃ、私ども扱う方としても、例えばAという野菜が本当に大丈夫かどうかというのは判断できないわけですよ。それと、実際、その野菜に農薬がどの程度残留しているかというのわからないわけなんですよ。だから、方向とすれば本当にいい方向だからぜひ進めていきたいと。だけれども、分析方法もできていないのに、なぜそういう法律をやる必要があるんですかと。分析方法をまずしっかりと、関係者がその方法に従っていろいろチェックをして、こうすれば可能なんだ、これだと違反の野菜ばかりになるというようなことをよく調べる必要があるんじゃないかということを上申しているんです。

○高原企画情報課長 補足してご説明させていただきます。このポジティブリスト制度は、食品衛生法の改正の際に非常にたくさんの関係者の方から強い要請とご要望をいただいて、法律改正で導入した仕組みです。平成15年に法律改正された以降、私ども既に毎年度、計画的に、今ご指摘のありました分析方法の開発研究なども順次、予算措置をして進めています。そういうことで順次進めてきておるわけであり、できるだけ混乱のないようにいい形でこのポジティブリスト制度が実施に移せるように、私どもも最大限の努力をしていきたいと思っております。

○塩越委員 今の農薬の問題なんですけれども、日ごろ、現状がどうなっているのか気にかかるところがありましたので、ちょっとご質問したいと思ったんですが。

今も言いましたように、世界が同じ基準でだんだん動いてまいりますと、一番心配するのがフードリスクという問題です。日本人というのは大豆をたくさん食べるため、外国に比べて非常に摂取量が多く、輸入も多いというような状況もあります。そういう中で今、基準のつくり方、例えば、日本の残留基準の制定の中にそういう各国の食の違いによる因子というのはどのぐらい考慮されているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○高原企画情報課長 残留農薬等の基準については、例えば、1日当たりの許容の基準量については、食品安全委員会に専門的な観点からご意見をお伺いして決め、それを受けて私ども厚生労働省の関係の審議会の専門家の意見も聞いて、具体的なルールを決めていくという形でやっております。そういう中で、今ご指摘のあったような国ごとの食生活といいますか、私どもの国内における食べ物の消費の状況に関するデータをベースに基準を決めていくという基本的な考え方でルールづくりなり運用をしておりますので、そういう意味でいいますと、一応の対応はできているのではないかとと思っております。

○山田消費・安全政策課長 JMPRのメンバーなどをやっておりましたので追加したいと思っておりますけれども、確かに、ポジティブリストでは、コーデックスの基準とかほかの国の基準とか使っていることになっているんですけれども、毎年やっています栄養調査をもとにした平均的な摂取量のデータベースがありまして、それを使ってJMPRでやっているのと同じような方法で摂取量というのを、この規制値を使ったときの摂取量

というのを出しておりました、それをADIと比較して、ちゃんとクリアされているかどうかというのを設定してから決定しているので、摂取量というものは考慮に入っております。

○山本分科会長 まだご意見等おありだと思いますけれども、時間の関係もございまして、次の資料に移らせていただきます。

平成17年度消費・安全局予算及び組織につきまして、事務局から説明をお願いします。

○國井総務課課長補佐 それでは、総務課の課長補佐をしております國井と申しますけれども、私の方から予算と組織について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3-1と3-2をごらんいただきたいと思っております。

まず、資料3-1でございますが、平成17年度消費・安全局予算概算決定の重点事項ということでございまして、主に新規事項、それから拡充事項を中心にまとめた資料でございます。

中身につきましては、先ほど17年度の工程表、17年度の局としての取り組みについて説明がございましたけれども、それを執行する上で予算上必要なものを措置しているということでございます。

まず、一番最初に載せてございますのが「食の安全・安心確保交付金の創設」というものでございます。これは、三位一体の議論の中で、地方向け補助金の見直しというのが今年の予算編成過程で課題になったわけですが、農林水産省といたしましては、これまで補助金という形で細かく地方に配っていたものを、交付金ということで7つに省としてまとめまして、それぞれ地方にとって使い勝手のいいものにしようということでやったわけですが、食の安全・安心関係については食の安全・安心確保交付金ということで1つにまとめたということでございます。

そこに〈対象分野〉と書いてございますけれども、7つ記してございます。これまでも、補助金のころからやっていた内容でございますけれども、これを1つの交付金にして、メニューということで、地域が自由に選んでやりたいものをやっていただくというような形で整理をしたわけでございます。消費・安全局の取り組みについては、地方公共団体等にもやっていただかなければいけない部分がほとんどでございますので、局の施策とほぼ一致しているということでございます。

細かい内容については、現在、内部で鋭意仕組みを検討中でございます。

続きまして、大きな2つ目でございますが、食の安全・安心の確保ということで5項目ほどまとめてございます。

1ページ目の下のところでございますが、そのうちまず1つ目ですが、『「リスク管理型研究」によるリスク管理行政への調査研究結果の迅速な活用』というものがございます。これも先ほど、17年度の取り組みの中で説明がございましたけれども、私どもの安全・安心の行政を進める過程においては、何より科学的知見を迅速に、正確に生かしていくというのが必要でございますので、17年度新たに、競争的研究資金の1つの事項といたしましてリスク管理型研究というのを設けたわけでございます。

中身は、公募方式で選抜しまして、国の方が設定した領域で研究者の方に手を挙げていただきまして、産学官の研究グループによって調査研究を実施するというものでございます。

課題例ということで、1ページから2ページの頭にかけて3項目ほど挙げてございまして、これ以外に複数の領域について募集をかけまして、研究を進めていこうと

いうふうに考えております。

続きまして、2番目でございますが、「ユビキタス食の安全・安心システムの確立」というものでございます。

これは、最近、電子タグの普及等によりまして、いつでも、どこでも、だれでも簡単にコンピューターが使えるというユビキタスコンピューティング技術というのが目覚ましい進歩を遂げているわけございまして、こういう最先端の情報処理技術を活用いたしまして、食の安全・安心システムを確立していこうということでございます。

システムの効果につきましては、そこに①から④までざっと書いてございますけれども、このような効果が見込まれるのではないかとというふうに考えております。

内容的には、システムの開発をコンペ方式でしていただく事業と、それらの技術を活用して地区のもろもろの施設を整備する整備事業と大きく2本に分かれておりますが、合わせて18億ほど措置をしているところでございます。

それから3番目、「家畜の防疫体制等リスク管理・危機管理体制の強化」ということでございます。これは2ページの最後から3ページにかけて記してございます。

この家畜防疫の問題につきましては、これまでもいろいろとご議論あったところでございますけれども、局ができて以来、最も注目を浴びたテーマでございまして、家畜防疫、それから水産防疫、そして資材関係ですね、動物用医薬品等の安全性の確保ということがそれぞれ必要になってまいりますので、その充実強化に必要な予算ということで、そこに記してあるとおり、もろもろ手当てをしてございます。

続きまして、4ページに移らせていただきますけれども、4ページの頭、4番目ですけれども、「農産物のリスク管理・危機管理体制の強化」ということでございます。カドミウムなどの農産物に含まれる有害物質に対する対策の強化ですとか、あるいは、先ほどもご説明ありましたが、より安心な病虫害防除技術、IPM技術の確立・推進、そして輸入農産物の安全性確保対策ということを中心に予算を措置したところでございます。

続きまして、5番目、「食品表示の適正化及び新たなニーズに対応したJAS規格の導入の推進」ということでございます。これも先ほどご議論いただきましたけれども、まず食品表示の監視指導を強化しなければいけないということで、地方農政事務所においては監視のための職員2,000人体制をしいて現在やっておりますけれども、今回、違反事例のデータベース化等をしまして、監視の強化を図ろうということも考えております。

5ページになりますけれども、もう一つは、先ほども述べました新しいJAS規格等々が今後導入されていきますので、そういうものの普及啓発ということを中心に推進していくために必要な予算を措置してございます。

それから、Ⅲでございまして、「国民運動としての食育活動の推進」ということでございます。食育を関係機関と連携して推進していかなければならないということで、特に17年度におきましては、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省の各部署と連携して、政策群として取り組むということで位置づけをしてございます。

予算の柱としては2本ございまして、上の「にっぽん食育推進事業」というのが全国段階で展開する事業であります。17年度の特徴といたしましては、見てわかりやすい食生活をあらわす「日本版フードガイド」を本年度中につくるということになっているわけですけれども、これの普及啓発を来年度においては図っていくと。それから、全国的なマスメディアを通じて情報発信をしていくというのがポイントでございます。

2番目の「ゆたかさ発見食育実践対策」というのは、これまでは地方向け補助金ということだったわけですが、今回、都道府県向けの交付金のメニューということで位置づけられましたので、地産地消等を中心に地域の独自の取り組みが行われていくのではな

いかと期待をしているところでございます。

次は6ページでございますが、食育というのはかなり幅広い要素がありますので、先ほど申し上げた予算以外にも省の中の予算措置で関連するものがございます。参考に記してあるということですので、念のためごらんいただけたらと思う次第でございます。

それでは、続きまして、資料3-2の組織・定員要求結果の概要について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

消費・安全局ができてから1年半ということございまして、当初、組織をつくる時には予想もしていなかったような事態等々出てきておりますので、食の安全・安心の確保を図るために人的にも必要なものは手当しなければいけないということでもかなり大幅な要求をいたしましたけれども、かなりの組織・定員増が認められているところでございます。

ざっと以下ご説明いたしますと、まず、中心となるのが総合的な衛生管理対応の充実ということでございます。もうご説明するまでもないんですが、鳥インフルエンザですとか米国BSEの発生などで、今、衛生管理課1課でこれらの問題すべてやっておるわけでございますけれども、本省の業務の機能を強化しなければいけないということで1課を2課に再編するという要求をいたしましたところ認められまして、まだ名称は仮称でございますが、17年10月1日に衛生管理課を動物衛生課と動物安全課という2課に分けるということを考えております。動物衛生課というのがいわゆる家畜防疫業務、国内、国際含むわけですけれども、これをまさに中心に行う課ということで、それ以外の畜産物等の安全性の確保に関する業務を中核として担当するのが動物安全課というような体制にすることとしてございます。

それからあと、水際措置ということで、動物検疫の重要性というのは申すまでもないことなんでございますけれども、これも年々重要性が増しておりますし、業務量も増えているということで、動物検疫所について強化を要望いたしまして、新たに7名ほど、新規で検疫官等が認められているところでございます。動物医薬品検査所についても所要の拡充をしております。

続きまして、2ページでございますけれども、食品安全危機管理対応の充実ということでございます。先ほどもいろいろご議論いただきましたけれども、危機に対する対応というのが非常に重要でございますので、現在、総務課に食品安全危機管理官という課長クラスの官を置きまして、これに当たっておるわけでございますけれども、その手足となる組織が実はございませんでしたので、危機管理の担当の課長補佐を1名増やしていただいたということでございます。

それから次が、ユビキタス食の安全・安心システムの開発・導入でございます。これは先ほど予算のところでご説明したものでございますけれども、これを推進していくために専門官クラスを1名確保したところでございます。

次が輸入食品の安全性確保の強化ということでございます。局の仕事といたしまして、特に動植物検疫措置もございまして、また水際措置につきましては、基本的に厚生労働省さんの方で措置をされておるわけでございますけれども、農林水産省といたしましても、生産段階の知見等を生かして日本に食品を輸出してくる国の生産状況とかリスク管理の状況というのを的確に把握していく必要があるということで、専門官クラスを2名増員するというようにしております。

それから、5番目の農産物の安全性確保の強化ということでございますが、これは遺伝子組み換えの関係でございます。カルタヘナ法が施行されて、対象となる農産物が入ってくるわけでございますけれども、交雑防止ですとかいろいろと課題が増えてまいりますので、係長を1名増員するというようにしております。

最後、3ページ目でございますが、植物防疫体制の強化ということでありまして、ま

ず1つ目は、攻めの農政ということで、輸出が重要だということを我が省として打ち出しているわけですが、そのために検疫関係の調整を諸外国としなければいけませんので、検疫に関する調整を的確に行うために係長を1名増員ということになったわけですが、

それから、動物検疫同様に、植物検疫、水際措置についても業務量等々増えておりますので、植物防疫所は7名ほど新規定員を確保したところでございます。

最後、総論的に申し上げますと、17年度に農林水産省全体で71名の新規の増が認められたのですが、そのうち33名が今ご説明した消費・安全局関係の人員ということで、実に半分弱程度、この分野につけていただいているということで、省としても、人的な面からも食の安全・安心の確保に強力に取り組むこととしているということでございます。

駆け足になってしまいましたが、以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、食料・農業・農村基本計画骨子案につきまして説明をお願いします。

○山田消費・安全政策課長 資料の4をごらんくださいませ。

食料・農業・農村基本計画骨子(案)と書いてございます。これは、本年2月10日に行われました食料・農業・農村政策審議会企画部会に提出されたものでございます。この骨子案並びにその本体でありますところの基本計画というのは、この企画部会で検討されておりまして、まだ結論には至っておりませんが、骨子案は恐らくこれでいくだろうと言われております。

現存しております基本計画は平成12年3月に閣議で決定されたものなんですけれども、その中にも、おおむね5年ごとに見直すということが書かれております。実は、平成15年8月から新しい基本計画をつくるという作業が始まっておりまして、農水省のインターネットの情報によれば、来週、再来週と企画部会を行いまして、そこで取りまとめに向けた議論をするということになっております。

この中身なんですけれども、食料・農業・農村基本計画ですので消費・安全局に関係ないこともいっぱいあるということで、1ページから開けていただきますと、消費・安全局にかかわりがある部分につきまして、点線の長方形で囲っております。最初は基本的な方針ということで、なぜこういうことをするのかというようなことが書いてございまして、食の安全に対する信頼が揺らいでしまったということと食生活の乱れがあるということ新しいことをやるということの理由として挙げております。

そして、改革に当たっての基本的な視点としましては、消費者の信頼にこたえて、消費者から支持されるように消費者の視点を反映して施策を行うということが書かれております。

2ページ以降はそれぞれの基本計画の骨子を項目ごとに書いてございまして、最初は「食料自給率の目標」ということで、長方形で囲っている中には食育に関係していることがかなり載っております。最後、食の安全のことも書いてございますけれども。

それから、4ページに行っていただきますと、やはり自給率のところでは食料消費というの、食育というのと食品表示、トレーサビリティということで、信頼の回復に向けた作業というのが載っております。

さらに、5ページに行っていただきますと、「関係者との役割分担」ということで、リスクコミュニケーションなんかここに入るのかと思うんですけれども、消費者とか消費者団体、そういう方々が政府とか地方公共団体が主催する取り組みへの参画とか生産者との交流というようなことに参加していただくということ以外に、ここでも食生活

の見直しというのが出ております。

さらに、6ページになりますと、「リスク分析に基づいた食の安全確保」ということで、實際上、私どもが行いますリスク管理について項目が挙がっております。さらにリスクコミュニケーションについて、そして危機管理についてもここで挙がっております。その下には消費者の信頼の確保ということで、トレーサビリティですとか表示の適正化というようなことが載っております。

7ページに参りますと、上の方に「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」、それから「食生活の改善に資する品目の消費拡大」というところで食育について書かれております。

これらが主たるところでございますが、実は、2月10日にプレスリリースがありまして、2月10日から20日までいわゆるパブコメと申すものですけれども、意見、情報の募集をいたしております。これはインターネットから直接タイプして送ることもできますし、それから郵便とかファクスでも受付をいたしております。締め切りは20日当日の消印有効ということになっておりますけれども、申しわけございませんが、本日は時間の都合もございまして、ご意見とか情報がおありという際には、パブコメ期間というのを活用していただいてそちらの方にお送りいただくと、先ほどの話じゃないですけれども、適宜反映をするということになっております。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

資料3、資料4につきましてはご説明が中心で、またパブコメの呼びかけということでございます。時間の関係もございまして余りこの問題に時間を確保してございませんが、ぜひこの関係でご質問等あるという委員がおられましたらご発言がお受けします。特にこの部分はよろしゅうございますでしょうか。

○塩越委員 これちょっとお願いなんです、今日来るときにこの資料見せていただきまして読んでいましたら、非常に食育の関係ではいろいろ書かれているのがわかるんですが、最近の家庭におきましてこれをどうやって進めていくか考えていきますと、非常に悩んでしまいます。

といいますのは、はっきり言いまして、子供たちに対して理解教育がてんで進んでない。そういう中におきまして、農業というのは極めて自然との関係が深いわけです。ですから、農業の理解を深めるためには、単に食べるという問題だけではなくて、農業がどのような自然の摂理においてなっているかということも進めていって、食べ物に対して非常に発見をしながら、そして大事にしていく心というのはやっぱり理解教育が原点かなと考えております。そういう意味で、そこら辺の教育現場における働きかけもよろしくお願ひしたいというお願ひでございます。

○山本分科会長 どうも貴重なご意見ありがとうございます。

○姫田消費者情報官 今の食育につきましては、関係省庁が連携しながらやっているということで、厚生労働省、そして文部科学省、それから内閣府は食品安全委員会ですけれども、と我々、農林水産省が連携を図りながらやっているというところでございます。おっしゃるように、学校での食育ということになりますと、栄養教諭の制度もできましたけれども、文部科学省がやっておるところでございますが、これからも進めていくところでございます。

今、私どもの方で、フードチェーン全体をどう理解していただくかということで、生産時の理解ということも食育の大きな課題でございます。そのほかに安全教育、栄養教

育、そして伝統文化の教育などが食育の中に含まれると考えております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、家畜衛生部会からの報告を事務局からお願いしたいと思います。資料5になります。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料5をごらんいただきたいと思います。

昨年の7月21日に第2回の家畜衛生部会を開催いたしました。その前の年、15年9月に諮問しておりました飼養衛生管理基準の設定と特定家畜伝染病防疫指針の作成についてご審議をいただいております。その状況をご報告させていただきます。

1枚めくっていただきますと、飼養衛生管理基準のことが書いてございます。これは、家畜伝染病予防法に基づきまして、衛生管理の方法について家畜の所有者が遵守すべき基準、飼養衛生管理基準と言っておりますけれども、これを審議会に諮った上で作成することとされておりました、この基準は、一番下のところがございますけれども、家畜の飼養者が最低限守ってもらいたい基準ということで、守っていただけない人に対しては指導・助言、勧告、命令という段階を経まして、最終的には罰則を、罰金30万円ですけれども、これが課されるというものでございます。

左側の下のところに書いてありますような内容、飼料や水への家畜の排せつ物等の混入防止ですとか、導入家畜を隔離するとか、消毒・清掃とか、まあ当たり前といえば当たり前のようなことが最低限の基準として定められておりました、具体的には次のページにお示ししております、全部で10項目ございます。

これは、家畜衛生部会の下に置かれました衛生管理小委員会という委員会でご検討、調査、審議をいただいた上で部会にお諮りしたものでございまして、今申し上げたようなことが書いてありまして、下の方の8、9、10あたりをごらんいただきたいんですけども、家畜をよく見ていて異常があったときには獣医師の診療を受けたり指導を求めたりするというところとか、9のところでは、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼わないようにといったこと、それから最後のところですけども、伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めることというふうなことも盛り込んでおります。これは、家畜伝染病予防法施行規則の中に新しく条項を起こしまして、9月9日に改正をして、昨年12月1日から施行されております。

次のページでございまして、特定家畜伝染病防疫指針でございまして、先ほどの飼養衛生管理基準も一緒ですけども、平成15年の家畜伝染病予防法の改正によりまして、起こったときに影響の大きいような疾病について、あらかじめ関係者が連携して取り組むための指針をつくっておくこととされていたものでございます。昨年度、口蹄疫とBSEと高病原性鳥インフルエンザの3つの疾病についてマニュアルを作成いたしました。口蹄疫につきましては牛豚等疾病小委員会という小委員会、そしてBSEにつきましてはプリオン病小委員会、それから高病原性鳥インフルエンザにつきましては家禽疾病小委員会でご検討いただいた上で部会にお諮りしたものでございます。

それぞれの概要を次のページ以降にお示ししておりますが、口蹄疫に関するものが4ページ目でございます。これは昨年の12月1日に、いずれも農林水産大臣の公表という形で官報に掲載させていただいたものでございます。

その次のページがBSE、牛海綿状脳症に関する指針でございまして、ちょっと時点が逆転いたしますけれども、昨年11月29日に公表させていただいております。

最後のページが高病原性鳥インフルエンザに関するものでございまして、これは11月18日に公表させていただいております。

3つの病気の指針は構成が大体同じなので、高病原性鳥インフルエンザのところでは

つとごらんいただきたいと思いますが、第1が基本方針でございます。これは殺処分によって本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施するという。それから、すべての関係者が一体となって危機管理体制を構築するというのが基本方針とされております。

第2のところは防疫措置でございます、これはふだんからやっておくこと、あるいは疑う症例を発見したとき以降、いつ、だれが何をするかといったことが順に記載されております。

それから、第3のところでは防疫対応の強化ということで、あらかじめその危機管理体制を構築しておくこと、そして防疫演習等を実施しておくこと、それから関係する研究を積極的に推進すること、そして病気の発生を監視する体制を常に継続しておいて、モニタリングなども実施するというようなことを定めております。

先ほどごらんいただきました飼養衛生管理基準も防疫指針もそうですけれども、細部を定めました通知あるいはQ&Aのようなものも一緒にして農林水産省のホームページに掲載しております。それから、全国の都道府県、関係者を集めた説明の場、会議を何回か持ちましてご説明をさせていただきます、今、各県で普及、あるいはその防疫演習等を進めてもらっているところでございます。

そして、この家畜衛生部会でございますけれども、昨年のうちにもう一回というふうに申し上げてきたんですけれども、年が明けてしまっております。今月もちよっと難しいかもしれませんけれども、年度内に田嶋部会長、今日ご欠席でいらっしゃいますけれども、ご相談をして、次につくる防疫指針をどうするかといったようなことについて、年度内に一度お諮りをしたいというふうに思っているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○山本分科会長 それでは、ここまでの説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか、ここは特に。

それでは、また何かお気づきの点がありましたら、最後にでも結構でございますので、とりあえず議題を先に進めさせていただきます、皆様のお手元に参考資料等をお配りしております。これを事務局から簡単にご紹介いただいた上、消費・安全行政に関しまして自由にご意見を賜りたいと思います。

まず、事務局の方からご説明をお願いします。

○山田消費・安全政策課長 参考資料でございますけれども、まず、参考資料1というのは家畜衛生をめぐる情勢ということで、主としてBSE関連の情報を載せてございます。最後に1枚、鳥インフルエンザについて説明している紙がついております。

次に、参考資料2でございますけれども、いわゆるJAS法の一部を改正する法律案についてということで、JASマークを添付することができる製造業者等を認定する登録認定機関というものの登録基準を法律に明記するということが眼目の改正でございます。

さらに、参考資料3でございますけれども、コイヘルペスの発生を踏まえまして、水産動物の伝染性の疾病の防疫対策を強化するということを目的といたしまして、タイトルにあります水産資源保護法、そして持続的養殖生産確保法のそれぞれ一部を改正するという法律案でございます。

さらに、参考資料4でございますけれども、生産量の少ないいわゆるマイナー作物と呼ばれるものについて、前の改正では使用を原則禁止ということになってしまったわけですので、それを使えるようにするために、農薬取り締まり法上の経過措置というもの

についてここに示しております。

最後に、参考資料5でございますけれども、生物多様性条約という、どちらかという環境問題の話なんですけれども、その下にいわゆるカルタヘナ議定書と呼ばれるものがございまして、それは特に環境の問題に関連しまして遺伝子組み換え生物の規制というか使用について書かれているものなんですけれども、これは既に発効しております、日本も批准したということで、遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要というのをこれに載せております。

たくさん資料なんでございますけれども、本日残りの時間を、食品・安全行政に関しまして皆様の忌憚のないご意見とかご希望とかお伺いしたいと思いますので、この資料につきましてはご参考ということで、もし何かご質問がおありの場合にはまた後日お寄せいただければ、それにお答えしたいというふうに考えております。

○山本分科会長 それでは、ただいま課長からございましたように、この資料に関係することであってもなくても、ご自由にご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○神田委員 先ほど、新しい年度には人員も確保されて増えるというような話もありました。それから、計画の中では、マニュアルをつくったりということもあります。そういった中で、最初の中川局長のごあいさつの中でも職員の資質の問題ということに触れられて、私が言うのもちょっと表現がよくなくて、日ごろの仕事には感謝をしておりますけれども、そういったいろいろなマニュアルをつくったり人員が配置されたりという中で、職員の皆様方の意識というものを統一していただきたいなというふうに思っているわけです。

ちょっと具体的には今思い出せないんですが、えっと思うようなときもまあまあ、この問題についてはこれくらいの認識かなというふうに思う場合も時々あったものですから、ちょっと口幅ったいんですけれども、人員が入ってくる、いろいろな体制がとれるという中で、職員教育という表現でいいんでしょうか、わかりませんが、その辺のことで何か考えていることがあればということと、それから、各関連府省庁との連携の問題です。

工程表のところには、1ページの一番上にどんな会議をやっているからということが書かれておりますけれども、これがどういうものなのかことがちょっとよくわかりませんので、これで十分実際には連携がとられていて、うまく進められているというふうに受けとめていいものかどうなのかというあたり、もしよろしければ触れていただければと思いますが。

○山本分科会長 ご質問が含まれていたと思いますが、お答えになりますか。

○山田消費・安全政策課長 資質の問題は局長が申し上げましたけれども、確かに、これまで農林水産省では、リスク管理に相当するような行政というのはやってきたわけなんですけれども、いわゆる国際的に認知されているリスク分析の枠組みにのっとっているかどうかという、そこは大いに疑問であったわけですね。

それともう一つは、科学に基づいた行政をするという意味で、当然、科学的な知識というのが必要なわけなんですけれども、そこも過去には余り重要視されてこなかったということで、消費・安全局ができて以来、数時間というレベルのセミナーとかはやってきたわけなんですけれども、それでは不十分であるということで、実は今日もやっていたわけなんですけれども、職員に対して、専門家となってもらいたいという思いを込めまして、

約2カ月、8週間、リスク管理の一部とリスク評価についての研修というのを組んでおります。それ以外に、他局から新しく消費・安全局に入ってくる人を対象にしまして、意識改革というのがまず何よりも大きな目的ではあるんですけども、消費者の立場でとか消費者の視点で食品・安全行政をする、リスクコミュニケーションというのはこういうことであるというような研修もこれまでやっていますし、これからも計画いたしております。

他省庁との関連なんですけれども、いろいろ定期的な会議とかもありまして、それがまた分野によってもいろいろあるんですけども、もちろん公式な会議だけでは連携も連絡も不十分であるということで、いろいろなことがあるごとに関連省庁と電話なりファクスなりeメールなりということで情報のやりとりとかをしまして、漏れのないように、また物によっては同じことを2カ所、3カ所でしないようにということで、なるべくお互いに連携をとって効率のいい行政をしようということをご心掛けております。

○山本分科会長 ほかにご発言ございますか。

○伊藤委員 2点ございます。1つは風評被害ということなんですけれども、これは直接このことには関係ないんですけども、情報を早い段階から公開していこうというふうな話になると、必ずその裏側として風評被害というようなことが言われるわけでございますが、風評被害という言葉が出た途端、消費者も黙らざるを得ない。その一端を担っているのが消費者なわけですけども。ただ、これからリスクコミュニケーションとか安全を考える上で、風評被害ということは避けて通れないような問題だというふうに思いますので、このことをどう考えるのか、どのようにそれを減らしていきながら民事的なものとの絡みで保障していくのかみたいな、そういったことの検討をぜひとも進めたいというのが第1点でございます。

それからもう一つは、ここの安全行政と直接的にはかかわりないんですが、大きく関わっている農水省としての関係で申し上げたいのは、遺伝子組み換えの農作物の栽培の件でございます。

この間、新聞等によりますと、全国の幾つかの都道府県でガイドラインなりなんなりが出されています。その間にちょっともめごともあったというふうなことを聞いておりますけれども、農水省の書類によれば、栽培をされても何ら問題ありませんと出しながら、実際栽培するときにはいろいろ気をつけてちょうだいね、万が一にも不良があったらいけないみたいな文章が出されていると。そういうときに、それに基づいていろいろ皆さん、その安全性に問題があるからいけないんだと思う人もいれば、いやいや花粉がねという人もいます。「安全ですという立場に立ちます」といいながら「あとは好きにしたらいいわ」みたいな姿勢があります。アンケートで生産者になぜそう思うのかというふうなことを聞くと、やはり安全に問題があるからだ。食べたらだめかもしれないからという、結局ここのところに戻ってくるわけですね。

そういうことからすれば、農水省としての行政の一貫性からすれば、方やこれは個々人の問題だといって放置していいものではないでしょうか。行政で、地方公共団体でいろいろなのが起こっているそのことが結局安全性問題へ返ってきて、そもそもの安全性の疑いがあるからそういう規制なりガイドラインができるんだという考え方がだんだん府県レベルで定着してきているというのは農水省の評価が軽んじられているというような側面もありますので、トータルにこれからは少し考えていただきたいということです。これは格別お答えは要りません。

以上です。

○山本分科会長 じゃあ、ご意見ということでよろしゅうございますか。  
前半は。

○伊藤委員 後半もう一つ忘れていました。ごめんなさい。

ということで、例えば商業栽培についても、こういった点を注意したらどうだろうかみたいな、試験栽培のガイドラインと同じような感じで、全国统一ということではないんだけど、「こういったことがポイントですね」みたいなものを出されるといいのではないのでしょうか。地方公共団体に実験にもとづくデータを集めたりする力量とかを求めるのは今はとても無理な時代だと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

○山本分科会長 可能な範囲でコメントいただければ。

○山田消費・安全政策課長 風評被害についてです。実は、昨年来、農水省が出す書類の方に風評被害という言葉は使わないようにしようと。つまりそれはどういうことかといいますと、実際に農水省が情報を出さないとか、または間違っただけの情報を出すと、時期を失したというようなことで問題が起きることもある。その場合には責任はこちらにあるわけで、あたかも消費者の方々が害を及ぼしているというような言葉の使い方をするのはよくないということで、そういう言葉はこちらからは使わないようにしようということにいたしております。

例えば、サーベイランスなり分析なりをしたときに、結果を公表するというのは当たり前のことなんですけれども、これまでは数字がひとり歩きすると申しましょうか、最初の方にお話があったように、データが客観的に信頼できるかどうかという検討が余りなかったように思いますので、まずそれをやって……。つまり、間違いで変な数字が、高い数字が出ているかもわからないわけですね。そういうところをしっかりと科学的に押さえた上で公表すべきは公表するというので、これはできれば年度内にやりたいと思ったものですから工程表にはないんですけれども、いわゆるサーベイランス、実態を知るための分析調査をやったときに、それをどういう基準で公表するのか、どのように公表するのかということのガイドラインというのも今検討中です。ただ、それも1回だけ会議やっただけで、まだしばらくかかるとは思いますけれども、それもやはり同じように一貫性を持って対処すべきであると考えておりますので、検討中でございます。

○細田農産安全管理課長 遺伝子の話はコメント要らないということだったんですけれども、資料も一応入れておいたので、参考資料5なんですけれども、これの5ページをござんください。

確かに、この問題はまだ生じて時間がそれほどたってないので、多少混乱というか、ご理解いただけない点があるんですけれども、5ページに記したように、遺伝子組み換えの農作物については、4つぐらいの仕組みで安全性を担保しているということなんですけれども。

簡単にいうと、食品衛生法上で食べ物としての部分、それからえさとしては飼料安全法という形で、それぞれ食品安全委員会へ諮問していいの悪いのを決めるというので食べてもいいよというところが入り口なんですけれども。

それからもう一つは、やはり選択の問題があるということで表示の問題ですけれども、これも食品衛生法とJAS法でそれなりに。この辺についてはまたいろいろ実態を含めたご意見もあろうかと思っておりますけれども、機能としてはこれで動いていると。特に輸入食品については、入ってくるわけなんですけれども、これで表示を現在のところやっているということですね。

それから、最後に下に書いてあるのが、新しく14年から始まったわけですが、環境影響、生物多様性の確保をするんだということで、簡単にいうと野生動植物との混入、交雑を避けるということで、ちょっと誤解がいつもあるのは、栽培植物との交雑は念頭に置いてないということで、野生動植物との交雑問題を扱うということで、特に農作物については、農林水産省が窓口になるというような形でやっております。

これで食の安全と環境影響、あるいは表示の問題、仕組みとしてはあるというふうに思っていますけれども、先ほど来あったのは、特に北海道で条例化の動きがあるということですが、あれは基本的には交雑、例えば既存の大豆品種に組み換え大豆の遺伝子が混ざるんじゃないかということあたりが1つの懸念になっていると思っています。実は、この全体の仕組みでいくと、組み換え遺伝子そのものの安全性が食品衛生法上でも担保されていますので、仮にその遺伝子が既存品種に入ったとしても安全性は確認されているという立場のもので、このルールの中ではそれはだめだということにはならない。さらに環境影響についても、先ほど申しましたとおり、対応外になっているということで、そういう立場で条例をされると。条例の趣旨としては、先ほどの風評被害みたいなことにつながるんですけども、流通上の混乱を避ける、あるいは流通上のある種の立場を活かしたいということで条例化をされるとということで、若干このルールとは違う立場で条例化をされているというのが現状だと思っています。

ただ、やはり、さはさりながら、消費者の方々のそういう心配が多々ありますので、農林省としては、試験研究用としては、ご指摘もありましたように、ガイドラインをつくって、ある種の距離を離すようなことをやっております。

それから、一般栽培はまだ、事実上ほとんど始まっていませんので、試験栽培も含めてですけれども、もしやられる場合はということで、近隣の方々のご理解を得てやっていただくというようなことでの指導通知なんかを出しながらやらせていただいております。

これから恐らく大豆の問題、菜種の問題、いろいろ個別の問題も出てくると思っていますので、またその都度必要なリスクも含めて、それから、こういう形で関係省庁が多くなってしまっていて、共同でいろいろなことに対応していく必要があるというふうな現状認識はしております。

○山本分科会長 ほか。

○塩越委員 今、北海道の話が出ましたので、私も今、北海道に住んでいますので若干説明したいと思います。

この問題は、学者グループが最初に、遺伝子の試験をしたいということから農家の方にもコンタクトをして、農家に栽培させたところから火がついているわけです。こういう時期に、農林水産省からのガイドラインで指導も出ておりましたんですが、その栽培についてはガイドラインに基づいた近隣の理解を得たり、それから花粉が飛ばないように等の条件から、どれだけ守られているかもはっきり言って定かじゃありません。また、その学者グループにつきましては、外国資本の会社が後ろについていることが見えてくるものですから、そういうところで試験栽培の進め方の問題点が1つあげられます。

それから、今、安全性の問題で、我々が過去に習ったときは、同一種間でなきゃ交雑はできない。植物でも動物でも、同類の中での交雑はあり得るけれども、異種間では交雑はない、と習ってきたんですが、最近、研究では、異種間の交雑も植物ではあり得るというデータも出てきており、雑草化、また今言いましたように大豆等の花粉の飛散などの問題が、本当に大丈夫なんだろうかと考えます。

と申しますのは、GMOを国内でつくりましたも、本当に外国に対抗できるだけの力を持ち得るかと考えた場合は、コストからも輸入のGMOで十分なわけです。大豆一つとりましても、菜種一つとりましても、外国に対抗できるだけの生産コストを落とすことはなかなか難しいと思います。

そういう中で、有機農法とか農業の見直しからいろいろな栽培方法が出てきております。そこに大豆等のGMOの花粉の汚染があった場合には、有機の名前をつけられなくなるというような状況になる問題があります。

また、菜種では、今、横浜の道端でGMOの菜種が発芽しているなどの話も新聞等に載っておりますけれども、どこまでそれらの管理を進めていけるかという不安に対して消費者側もなかなか納得できない状況にあります。

また、北海道は今、経済の悪い中で、クリーン農業の柱を立てて進めていくということに力を入れております。そういう意味でも極めて慎重に対応すべきじゃないかというのが北海道の考え方なんです、論議がもう少し進められないと、なかなかこれは解決できない問題と考えています。

それからもう一ついいますと、輸入のGMOが結構入ってきておりますが、油やタンパク質が分解されたものは表示の義務づけがありません。これらにつきましては、やはり消費者が選ぶという立場から、分析できるかどうかは別としまして、アメリカなどから入ってきたときには、それがGMOかどうかということきちんと検査した上での証明書がついて入ってくるはずで、それをもとに、すべての物に表示できないかということを考えています。それはなぜかといいますと、食品添加物一つとりましても、安全性が確認された上で表示がされております。これは、消費者個々のニーズで選ぶ権利というものを執行できるように、表示されていると思います。

したがって、GMOにつきましても、最終製品にDNAが残っているかどうかは別としまして、表示は進めていくべきと考えております。

以上でございます。

○山本分科会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。

じゃあ、神田委員のご発言で最後にさせていただきたい。

○神田委員 済みません、じゃあ簡単にいたします。

先ほど風評被害のコメントいただきましたけれども、私は、そういうふうにとらえていただけるということで、非常によかったなというふうに思っております。私もこの間、いろいろな場面で風評被害の話が出る時にはそういった意見を申し上げてきたわけですが、ようやくそういったお返事をいただけたかなという気が正直いたします。もちろん、消費者側にも悪いところあると思います。情報を提供されて、どう受けとめていいのかというのがまだわからない部分あると思いますけれども、その情報の出し方、それからマスコミとの関連もあると思いますので非常に難しい問題だと思っておりますけれども、どういうふうな風評被害をとらえるのかという姿勢がお伺いできたのでよかったと思います。

それからもう一つ。消費者ニーズとか消費者のスタンスとか消費者の立場でということいろいろな政策がとられるわけですが、先ほど、食品安全問題との関係の関係府省との連携ということはお聞きいたしましたけれども、もう一つ、消費者基本法が新しく改正されて、理念とか目的ということが大きく変わったわけですね。その基本となる消費者基本法についてもぜひ周知徹底をしていただきたいなと。周知徹底ということはこのところだけではなくていろいろなところで私感じたりするものですから、基本的な考え方としてぜひ周知徹底をしていただきたいというふうに思っています。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

なおご意見、ご発言おありの委員も多いと思いますが、既に時間を超過しておりますので、この辺で質疑を打ち切らせていただきたいと思います。

事務局より、今後の消費・安全分科会の運営について説明をお願いします。

○山田消費・安全政策課長 今後の消費・安全分科会のスケジュールなんでございますけれども、ただいまのところ、具体的な日程はまだ確定いたしておりません。しかしながら、今後とも消費・安全局関係の各施策についてご意見をお伺いするという機会をつくりたいと思っておりますので、施策の進捗状況に応じまして、またその必要に応じましてこういう機会を設けたいと存じておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

○山本分科会長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第4回消費・安全分科会を閉会といたします。

どうも長時間にわたりご熱心にご討議いただきましてありがとうございました。

午後12時38分 閉会